看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則(昭和44年岩手県規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1・2 [略]	1・2 [略]
	3 条例附則第6項の規定により入学選考料の免除を受けるこ
	とができる者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平
	成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型=
	ロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置 (次項
	において「新型コロナウイルス感染症等」という。) の影響
	に起因して、入学選考料の免除を受けようとする者及びその
	生計を維持する者の収入が、授業料等減免対象者の認定を受
	ける者に準ずる程度に減少した者とする。
	4 条例附則第6項の規定により寄宿舎料の免除を受けること
	ができる者は、新型コロナウイルス感染症等の影響に起因し
	て、授業料等減免対象者の認定を受けた者とする。
3 入学選考料等の免除を受けようとする者(次項において「	<u>5</u> 入学選考料等の免除を受けようとする者(次項において
申請者」という。)は、別に定める様式による入学選考料免	申請者」という。)は、別に定める様式による入学選考料が
除申請書、入学料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下	除申請書、入学料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下
「申請書」という。)に <u>前項各号</u> (平成28年台風第10号又は	「申請書」という。)に <u>、条例附則第5項の規定による免</u> 陥
令和元年台風第19号に係るものにあっては、第2号及び第5	<u>にあっては附則第2項各号</u> (平成28年台風第10号又は令和元
号を除く。) のいずれかの被害を受けたことを証する書類そ	年台風第19号に係るものにあっては、第2号及び第5号を降
の他知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期	く。)のいずれかの被害を受けたこと、条例附則第6項の数
限までに学院長を経由して知事に提出しなければならない。	定による免除にあっては前2項に規定する者に該当すること
	を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事
	が別に定める期限までに学院長を経由して知事に提出しなけ
	ればならない。
<u>4</u> [略]	6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。